

2023年12月1日

東京都千代田区大手町一丁目1番2号
ENEOSホールディングス株式会社
代表取締役社長 齊藤 猛

東京都千代田区大手町一丁目1番2号
ENEOS株式会社
代表取締役社長 齊藤 猛

ENEOSホールディングス株式会社及びENEOS株式会社
による吸収分割に係る事後開示書類

(分割会社/会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく書面)
(承継会社/会社法第801条第3項第2号に基づく書面)

ENEOSホールディングス株式会社(以下「ENEOSHHD」といいます。)及びENEOS株式会社(以下「ENEOS」といいます。)は、2023年9月27日付け吸収分割契約書に基づき、ENEOSHHDを吸収分割会社、ENEOSを吸収分割承継会社とする吸収分割(以下「本件吸収分割」といいます。)を実施いたしました。

本件吸収分割に係る会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号の定めに基づく事後開示事項は以下のとおりです。

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2023年12月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項

- (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過(株主による吸収分割の差止請求)

会社法第784条の2の規定による本件吸収分割をやめることの請求はありませんでした。

- (2) 会社法第785条の規定による手続の経過(反対株主の株式買取請求)

会社法第785条の規定による株式の買取り請求はありませんでした。

- (3) 会社法第787条の規定による手続の経過(新株予約権買取請求)

ENEOSHHDは、新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

- (4) 会社法第789条の規定による手続の経過(債権者の保護)

ENEOSHHDは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、債権者に異議があれば1ヶ月以内に申述するよう2023年10月2日付けの官報及び同日

付けの電子公告により、債権者に対して公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項

- (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（株主による吸収分割の差止請求）

会社法第796条の2の規定による本件吸収分割をやめることの請求はありませんでした。

- (2) 会社法第797条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

会社法第797条の規定による株式の買取り請求はありませんでした。

- (3) 会社法第799条の規定による手続の経過（債権者の保護）

ENEOSは、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、債権者に異議があれば1ヶ月以内に申述するよう2023年10月2日付けの官報及び同日付けの電子公告により、債権者に対して公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件吸収分割により承継した重要な権利義務

ENEOSは、効力発生日である2023年12月1日をもって、ENEOSHDのマルチモビリティシェア事業に関する権利義務を承継しました。その概算額は以下のとおりです。

承継資産の額：136百万円

承継負債の額：136百万円

5. 本件吸収分割に係る変更登記をした日

2023年12月1日（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、本件吸収分割に関する重要な事項

該当する重要な事項はありません。

以 上